個別避難計画作成に係る情報の取扱いに関する管理規約

（※計画作成支援者名称〇〇）

（目的）

第１条　この管理規約は、個別避難計画作成事業（以下「事業」という。）の実施に当たり、計画作成支援者への個別避難計画作成に係る情報共有に関する秘密保持協定書に規定する秘密情報等（以下「秘密情報等」という。）の取扱いに関する事項を定め、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに資することを目的とする。

（秘密情報等の利用目的）

第２条　秘密情報等は、平常時の円滑かつ着実な計画作成支援等の実施を促進し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的として、事業の取り組みの範囲内において使用し、他の目的には使用してはならない。

（秘密情報等の取扱い）

第３条　秘密情報等の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 情報取扱管理者を定め、名古屋市から開示された秘密情報等を、善良なる管理者

としての注意義務をもって厳重に保管、管理する。

(2) 秘密情報等は、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(3) 秘密情報等を複製する場合には、本事業の目的の範囲内に限って行うものとし、

その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。

(4) 名古屋市が秘密情報等の保護のために実地調査をする必要があると認めたとき

は、これを拒んではならない。また、名古屋市が秘密情報等の保護について報告を

求めたときは、これに応じなければならない。

(5) 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を名古屋市に書面をもって通知する。

（秘密情報等の取扱責任者）

第４条　秘密情報等の取扱責任者は、「氏名〇〇〇〇」とする。

この規約は、　　　年　　月　　日から施行する。